

浜の活力再生プラン

1 地域水産業再生委員会

組織名	根占地区地域水産業再生委員会
代表者名	安楽 隆（ねじめ漁業協同組合代表理事組合長）

再生委員会の構成員	ねじめ漁業協同組合、南大隅町、鹿児島県大隅地域振興局
オブザーバー	鹿児島県漁業協同組合連合会

※再生委員会規約及び推進体制は別添のとおり。

対象となる地域の範囲 及び漁業の種類	ねじめ漁業協同組合管内 魚類養殖業 10 業者（30名） 刺し網等複合漁業者 10 名 一本釣り漁業 16 名 <div style="text-align: right;">計 56 名</div>
-----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 地域の現状

（1）関連する水産業を取り巻く現状等

鹿児島県の大隅半島先端に位置する肝属郡南大隅町（人口7,491人、面積213.57k㎡）には2漁協（ねじめ漁協、おおすみ岬漁協）があり、そのうち当根占地区は、対岸に指宿市山川を望む錦江湾湾口に位置し、昔から温暖で栄養豊富な潮流の恵を受け、様々な漁船漁業が営まれていた。しかし、昭和50年代後半より水産資源の悪化等による水揚量の減少が続き、厳しい漁家経営を強いられることとなった。そのため、平成元年より沈下式養殖生簀と呼ばれる係留施設を活用した魚類養殖業の導入に着手。その後、かつての漁船漁業中心の経営から、養殖漁業中心の経営へと大きく転換を行った。現在ではその養殖漁業は当地区の基幹産業へと成長している。

平成27年度末現在、ねじめ漁業協同組合には、正組合員数56名、准組合員数168名の計224名が属し、所属漁船91隻、取扱数量3,203トン、取扱高3,636,232千円である。水揚げ額の約97%を占める魚類養殖業の経営は、魚価の変動（相場）や輸入稚魚の価格、餌飼料価格の動向により大きく左右されることから、組合運営にも大きく影響する。そのため、組合は、養殖業者の経営を見守りながら、販売先との価格交渉、稚魚、餌飼料等の仕入先との価格交渉をしつつ、養殖経営維持安定化のために、養殖共済への全員加入、更に「積立プラス」の全員利用、配合飼料に関するセーフティネット構築事業の全員利用を実践している。

このような取組が行われているものの、本地域では、高齢化が進み、雇用者が不足するなどの課題を抱えており、漁業コスト削減への取組、新たな加工品の開発、販路開拓の推進による付加価値向上対策、水産資源の安定化に向けた種苗放流、藻場造成、魚礁の設置等に取り組む必要がある。

（2）その他の関連する現状等

1 資源管理への取組

イセエビの資源管理のため組合で定めた漁業権行使規則とは別に、行使者で構成する業者会で網数の制限、網丈の制限、休漁期間の設定、保護区の設定、体長制限等を定め、資源管理に取り組んでいる。

また、つくり育てる漁業として南大隅町マダイ等放流事業によるマダイ、ヒラメの放流を実施している。

2 漁業振興への取組

魚食普及、販売促進を目的とし、南大隅町とタイアップして毎年「いきいきふれあいまつり」において、地元鮮魚や塩干物等の販売、地元カンパチのつかみ取り等を実施し、浜の活性化、地域PRに努めている。また、広域的な魚食普及と地元水産物の販路拡大として、平成26年4月に漁協直営の水産物直売所（鹿屋市内）を開店し、当地区の養殖魚（カンパチ・ヒラマサ）と地元水揚げ魚を主として、所属組合員の漁業収入の向上に努めているとともに、大隅半島各浜の漁協で水揚げされる魚も荷受けを行うことで、漁業者、消費者両者へ恩恵が受け取れるように取り組んでいる。

その他、毎年、ヒラメの種苗放流を実施する際は、地域水産業への関心を高めるため小学

生による体験放流授業を実施し、また、小学校からの要請による職場体験授業の受入を行い、魚の生態や流通等について説明し、水産業に対して理解を深めてもらうよう努めている。

3 活性化の取組方針

(1) 基本方針

1. 漁業収入の向上対策

以下①～⑤の項目に取り組むことにより漁業収入の向上を目指す。

- ① 新たな漁業技術の導入（イワガキ養殖の導入，新規養殖魚種の導入）
- ② 戦略的販売体制の構築（国内販売促進，海外輸出の推進）
- ③ 直売所の有効活用（漁協直営水産物直売所（食堂併設）の充実）
- ④ 未利用資源の有効活用（未利用魚の加工・販売等）
- ⑤ 漁場環境保全と水産資源の維持増大（種苗放流，魚礁設置）
- ⑥ 漁業担い手の確保・育成（漁業担い手の確保・育成）

2. 漁業コストの削減

- ① 燃油コストの軽減（省エネ機器等の導入，船底掃除等の推進）
- ② 餌飼料コストの軽減（ＥＰ飼料の活用割合の拡大）
- ③ 管理コストの削減（養殖係留施設の見直し）
- ④ 養殖魚・養殖環境の管理（水中カメラによる給餌管理と海洋環境管理）

(2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

- ・ 漁業法に基づき、県知事より免許を受けた区域において行使できる生簀の数に制限が設けられており、制限の範囲内において持続的生産に努めている。
- ・ 鹿児島県魚類養殖指導指針を遵守し、漁場環境と生産量の調和を図っている。
- ・ 持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画を策定し、日曜日の休業や、水質、底質、飼育生物の管理を行い、持続的な養殖生産の確保を図るとともに、消費者に対して安全・安定供給を実行できる体制を整備している。

※プランの取組に関する漁業調整規則や漁業調整委員会指示等について記載する。

(3) 具体的な取組内容（毎年毎に数値目標とともに記載）

1年目（平成29年度）

漁業収入向上のための取組

以下の取組を実施することにより、基準年より総漁業所得の0%向上を目指す。

① 新たな漁業技術の導入

A. イワガキ養殖の導入（漁船漁業者）

・ 漁業者及び漁協は、イワガキ養殖に取り組む漁業者のグループ化を推進すると同時に、先進地視察や各種試験を実施することにより、イワガキの基礎的な養殖技術の習得に努める。

B. 新規養殖魚種の導入（養殖漁業者）

・ 漁業者及び漁協は、新規養殖魚種の導入に取り組む漁業者のグループ化を推進すると同時に、先進地視察や各種試験を実施することにより、新規養殖魚種の基礎的な養殖技術の習得に努める。

② 戦略的販売体制の構築

A. 養殖カンパチの国内販売促進

・ 養殖カンパチの国内向け販売促進を図るため、漁協と養殖業者会は、行政と協力しながら全国各地で、養殖カンパチのPR活動を行い、認知度向上に努める。

・ 漁協及び漁業者は、共販出荷の一部を安定価格が見込める契約販売にシフトするため、販売先の開拓に努める。

	<p>B. 養殖カンパチの海外輸出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養殖カンパチの輸出を促進するため、漁協と養殖業者会は、行政と協力しながら中国やシンガポール、インドネシア、アメリカ方面での商談会に積極的に参加すると共に、輸出関係バイヤーなどを現場に招致し、漁場の見学を通じて生産現場をアピールすると共に意見交換によってニーズを把握する。 <p>③ 直売所の有効活用（漁協直営水産物直売所（食堂併設）の充実）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協は、直売所の商品や販売方法等を含んだ運営体制を見直し収益性を向上させるため、漁協内部でのさかな館運営検討委員会を設け検討を開始すると共に、専門家を招致しアドバイスを依頼する。 <p>④ 未利用資源の有効活用（未利用魚の加工・販売等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協、漁業者は、一本釣り等で漁獲される未利用魚について、漁協の直売所での数量限定の「幻魚」としての販売や「加工」を行った上での販売について、コンサル等の識者にアドバイスをもらいながら商品開発を行う。 <p>⑤ 漁場環境保全と水産資源の維持増大（種苗放流、魚礁設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者及び漁協は、新規養殖魚類の導入に取り組む漁業者のグループ化を推進すると同時に、先進地視察や各種試験を実施することにより、新規養殖魚種の基礎的な養殖技術の習得に努める。 <p>⑥ 漁業担い手の確保・育成（漁業担い手の確保・育成）</p> <p>漁協、漁業者は、後継者候補や新規就業希望者に対する研修を実施し、将来を担う意欲的な人材の確保・育成に努める。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p style="text-align: center;">#REF!</p> <p>① 燃油コストの軽減（省エネ機器等の導入、船底掃除等の推進、減速航行の実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は省エネ型のエンジン等の導入を検討し、燃油の削減に努める。 ・ 漁業者は減速航行、係留中の低速回転を徹底する。 ・ 漁業者は定期的な船底・プロペラ清掃による燃油量の削減を図る。 <p>② 餌料コストの軽減（E P 餌料の活用割合の拡大）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養殖業者は、E P 飼料の使用量を増加させ、環境負荷が低く餌料コストを縮減した魚類養殖に取り組むため、配合飼料メーカー等が行う勉強会に積極的に参加し、E P 飼料利用割合の拡大を検討する。 <p>③ 管理コストの削減（養殖係留施設の見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協と養殖業者は、現在老朽化により補修経費が負担となっている養殖生簀係留施設について、新設若しくは更新（施設の一部新設）による施設整備の検討を行う。 ・ 漁協は、新たな係留施設の整備について町・県等行政機関に要望する。 <p>④ 養殖魚・養殖環境の管理（水中カメラによる給餌管理と海洋環境管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養殖業者は、投餌中における養殖魚の摂餌状況を観察することにより、必要最低限の給餌量を把握し、必要数量以外の投餌による環境劣化の防止に努める。 ・ 漁協は、各養殖業者の実践する養殖魚・養殖環境の管理に対して、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画により年2回の養殖漁場の水質・底質調査を試験機関の協力のもと実施し、検証を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協と養殖業者は、環境状況や養殖魚の遊泳状況等をリアルタイムに観察し、給餌状況の確認や魚病発生の有無を迅速に行うための体制づくりのため、養殖生簀内観察のための水中カメラ導入とその活用について検討する。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業経営セーフティネット構築事業 ・種子島周辺漁業対策事業 ・新規漁業就業者総合支援事業 ・豊かな海づくりパイロット事業 ・鹿児島湾・大隅地区広域漁場整備事業 ・水産業競争力強化緊急事業 ・浜の活力再生支援事業

2年目（平成30年度）

漁業収入向上のための取組	<p>以下の取組を実施することにより、基準年より総漁業所得の-0.322%向上を目指す。</p> <p>① 新たな漁業技術の導入</p> <p>A. イワガキ養殖の導入（漁船漁業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、関係漁業者及び県と協議を行い、区画漁業権を取得する。 ・漁業者はイワガキ養殖を開始するとともに、引き続きイワガキの養殖技術及び出荷に関する技術の習得・改良に努める。 <p>B. 新規養殖魚種の導入（養殖漁業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者及び漁協は、新規養殖魚種の導入に取り組む漁業者のグループ化を推進すると同時に、先進地視察や各種試験を実施することにより、新規養殖魚種の基礎的な養殖技術の習得に努める。 <p>② 戦略的販売体制の構築</p> <p>A. 養殖カンパチの国内販売促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養殖カンパチの国内向け販売促進を図るため、漁協と養殖業者会は、行政と協力しながら全国各地で、養殖カンパチのPR活動を行い、認知度向上に努める。 ・漁協及び漁業者は、共販出荷の一部を安定価格が見込める契約販売にシフトするため、販売先の開拓に努める。 <p>B. 養殖カンパチの海外輸出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養殖カンパチの輸出を促進するため、漁協と養殖業者会は、行政と協力しながら中国やシンガポール、インドネシア、アメリカ方面での商談会に積極的に参加すると共に、輸出関係バイヤーなどを現場に招致し、漁場の見学を通じて生産現場をアピールすると共に意見交換によってニーズを把握する。 <p>③ 直売所の有効活用（漁協直営水産物直売所（食堂併設）の充実）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、直売所の商品や販売方法等収益性を向上させるため検討委員会にて検討を行うとともに、必要に応じ専門家を招致しアドバイスを依頼する。 <p>④ 未利用資源の有効活用（未利用魚の加工・販売等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協、漁業者は、一本釣り等で漁獲される未利用魚について、漁協の直売所での数量限定の「幻魚」としての販売や「加工」を行った上での販売について、コンサル等の識者にアドバイスをもらいながら商品開発を行う。
--------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>⑤ 漁場環境保全と水産資源の維持増大（種苗放流，魚礁設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協，漁業者はマダイ，ヒラメ等の種苗放流を継続して行い，水産資源の回復増大を図る。 ・ 漁協は，町・県等行政機関に要望し，魚礁を整備するなど沿岸漁場の保全・整備に努める。 <p>⑥ 漁業担い手の確保・育成（漁業担い手の確保・育成）</p> <p>漁協，漁業者は，後継者候補や新規就業希望者に対する研修を実施し，将来を担う意欲的な人材の確保・育成に努める。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>#REF!</p> <p>① 燃油コストの軽減（省エネ機器等の導入、船底掃除等の推進、減速航行の実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は省エネ型のエンジン等の導入を検討し，燃油の削減に努める。 ・ 漁業者は減速航行，係留中の低速回転を徹底する。 ・ 漁業者は定期的な船底・プロペラ清掃による燃油量の削減を図る。 <p>② 餌料コストの軽減（E P 餌料の活用割合の拡大）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養殖業者は、E P 飼料の使用量を増加させ、環境負荷が低く餌料コストを縮減した魚類養殖に取り組むため、配合飼料メーカー等が行う勉強会に積極的に参加し、E P 飼料利用割合の拡大を検討する。 <p>③ 管理コストの削減（養殖係留施設の見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協は，町・県等行政機関と連携し，養殖生簀係留施設の整備を行う。 <p>④ 養殖魚・養殖環境の管理（水中カメラによる給餌管理と海洋環境管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養殖業者は、投餌中における養殖魚の摂餌状況を観察することにより、必要最低限の給餌量を把握し、必要数量以外の投餌による環境劣化の防止に努める。 ・ 漁協は、各養殖業者の実践する養殖魚・養殖環境の管理に対して、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画により年2回の養殖漁場の水質・底質調査を試験機関の協力のもと実施し、検証を行う。 ・ 漁協と養殖業者は、環境状況や養殖魚の遊泳状況等をリアルタイムに観察し、給餌状況の確認や魚病発生の有無を迅速に行うための水中カメラの導入について行政機関等と事業の活用を検討する。
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業経営セーフティネット構築事業 ・ 種子島周辺漁業対策事業 ・ 新規漁業就業者総合支援事業 ・ 豊かな海づくりパイロット事業 ・ 鹿児島湾・大隅地区広域漁場整備事業 ・ 水産業競争力強化緊急事業 ・ 浜の活力再生支援事業

3年目（平成31年度）

漁業収入向上のための取組

以下の取組を実施することにより、基準年より総漁業所得の0.51%向上を目指す。

① 新たな漁業技術の導入

A. イワガキ養殖の導入（漁船漁業者）

・漁業者はイワガキ養殖を継続するとともに、引き続きイワガキの養殖技術及び出荷関する技術の習得・改良に努める。

B. 新規養殖魚種の導入（養殖漁業者）

・漁業者は、新規養殖魚種の種苗を導入し、養殖を開始する。
・漁業者及び漁協は、先進地視察や各種試験を実施することにより、新規養殖魚種の養殖技術の向上に努める。

② 戦略的販売体制の構築

A. 養殖カンパチの国内販売促進

・養殖カンパチの国内向け販売促進を図るため、漁協と養殖業者会は、行政と協力しながら全国各地で、養殖カンパチのPR活動を行い、認知度向上に努める。

・漁協及び漁業者は、共販出荷の一部を安定価格が見込める契約販売にシフトするため、販売先の開拓に努める。

B. 養殖カンパチの海外輸出

養殖カンパチの輸出を促進するため、漁協と養殖業者会は、行政と協力しながら中国やシンガポール、インドネシア、アメリカ方面での商談会に参加すると共に、輸出関係バイヤーなどと協議を継続しながら海外輸出を開始する。

③ 直売所の有効活用（漁協直営水産物直売所（食堂併設）の充実）

・漁協は、検討委員会での協議内容や専門家からのアドバイスを基に直売所の運営を改善しながら販売を行う。

・漁協は、検討委員会での協議を引き続き行うとともに、必要に応じ専門家を招致しアドバイスを依頼する。

④ 未利用資源の有効活用（未利用魚の加工・販売等）

・漁協、漁業者は、一本釣り等で漁獲される未利用魚について、漁協の直売所での数量限定の「幻魚」としての販売や「加工」を行った上での販売について、コンサル等の識者にアドバイスをもらいながら商品開発を行う。

⑤ 漁場環境保全と水産資源の維持増大（種苗放流、魚礁設置）

・漁協、漁業者はマダイ、ヒラメ等の種苗放流を継続して行い、水産資源の回復増大を図る。

・漁協は、町・県等行政機関に要望し、魚礁を整備するなど沿岸漁場の保全・整備に努める。

⑥ 漁業担い手の確保・育成（漁業担い手の確保・育成）

漁協、漁業者は、後継者候補や新規就業希望者に対する研修を実施し、将来を担う意欲的な人材の確保・育成に努める。

漁業コスト削減
のための取組

#REF!

- ① 燃油コストの軽減（省エネ機器等の導入、船底掃除等の推進、減速航行の実施）
 - ・ 漁業者は省エネ型のエンジン等の導入を検討し、燃油の削減に努める。
 - ・ 漁業者は減速航行、係留中の低速回転を徹底する。
 - ・ 漁業者は定期的な船底・プロペラ清掃による燃油量の削減を図る。
- ② 餌料コストの軽減（E P 餌料の活用割合の拡大）
 - ・ 養殖業者は、E P 飼料の使用量を増加させ、環境負荷が低く餌料コストを縮減した魚類養殖に取り組むため、配合飼料メーカー等が行う勉強会に積極的に参加し、E P 飼料利用割合の拡大を検討する。
- ③ 管理コストの削減（養殖係留施設の見直し）
 - ・ 漁協、関係漁業者は移設した漁場を運用し、養殖業経営の安定化に努める。
- ④ 養殖魚・養殖環境の管理（水中カメラによる給餌管理と海洋環境管理）
 - ・ 養殖業者は、投餌中における養殖魚の摂餌状況を観察することにより、必要最低限の給餌量を把握し、必要数量以外の投餌による環境劣化の防止に努める。
 - ・ 漁協は、各養殖業者の実践する養殖魚・養殖環境の管理に対して、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画により年3回の養殖漁場の水質・底質調査を試験機関の協力のもと実施し、検証を行う。
 - ・ 漁協と養殖業者は、水中カメラの導入による生け簀内の見える化を行い、必要最低限の給餌量を把握するとともに魚病等の早期発見に努め斃死率の低減に努める。

活用する支援措
置等

- ・ 漁業経営セーフティネット構築事業
- ・ 種子島周辺漁業対策事業
- ・ 新規漁業就業者総合支援事業
- ・ 豊かな海づくりパイロット事業
- ・ 鹿児島湾・大隅地区広域漁場整備事業
- ・ 水産業競争力強化緊急事業
- ・ 浜の活力再生支援事業

4年目（平成32年度）

漁業収入向上のための取組

以下の取組を実施することにより、基準年より総漁業所得の0.92%向上を目指す。

① 新たな漁業技術の導入

A. イワガキ養殖の導入（漁船漁業者）

・漁業者はイワガキ養殖を継続するとともに、引き続きイワガキの養殖技術及び出荷関する技術の習得・改良に努める。

B. 新規養殖魚種の導入（養殖漁業者）

・漁業者は、新規養殖魚種の養殖を継続する。
・漁業者及び漁協は、先進地視察や各種試験を実施することにより、新規養殖魚種の養殖技術の向上に努める。

② 戦略的販売体制の構築

A. 養殖カンパチの国内販売促進

・養殖カンパチの国内向け販売促進を図るため、漁協と養殖業者会は、行政と協力しながら全国各地で、養殖カンパチのPR活動を行い、認知度向上に努める。

・漁協及び漁業者は、共販出荷の一部を安定価格が見込める契約販売にシフトするため、販売先の開拓に努める。

B. 養殖カンパチの海外輸出

養殖カンパチの輸出を促進するため、漁協と養殖業者会は、行政と協力しながら中国やシンガポール、インドネシア、アメリカ方面での商談会に参加すると共に、輸出関係バイヤーなどと協議を継続しながら海外輸出を拡大する。

③ 直売所の有効活用（漁協直営水産物直売所（食堂併設）の充実）

・漁協は、検討委員会での協議内容や専門家からのアドバイスを基に直売所の運営を改善しながら販売を行う。

・漁協は、検討委員会での協議を引き続き行うとともに、必要に応じ専門家を招致しアドバイスを依頼する。

④ 未利用資源の有効活用（未利用魚の加工・販売等）

・漁協、漁業者は、一本釣り等で漁獲される未利用魚について、漁協の直売所での数量限定の「幻魚」としての販売や「加工」を行った上での販売について、コンサル等の識者にアドバイスをもらいながら商品開発を行う。

⑤ 漁場環境保全と水産資源の維持増大（種苗放流、魚礁設置）

・漁協、漁業者はマダイ、ヒラメ等の種苗放流を継続して行い、水産資源の回復増大を図る。

・漁協は、町・県等行政機関に要望し、魚礁を整備するなど沿岸漁場の保全・整備に努める。

⑥ 漁業担い手の確保・育成（漁業担い手の確保・育成）

漁協、漁業者は、後継者候補や新規就業希望者に対する研修を実施し、将来を担う意欲的な人材の確保・育成に努める。

漁業コスト削減
のための取組

#REF!

- ① 燃油コストの軽減（省エネ機器等の導入、船底掃除等の推進、減速航行の実施）
 - ・ 漁業者は省エネ型のエンジン等の導入を検討し、燃油の削減に努める。
 - ・ 漁業者は減速航行、係留中の低速回転を徹底する。
 - ・ 漁業者は定期的な船底・プロペラ清掃による燃油量の削減を図る。
- ② 餌料コストの軽減（E P 餌料の活用割合の拡大）
 - ・ 養殖業者は、E P 飼料の使用量を増加させ、環境負荷が低く餌料コストを縮減した魚類養殖に取り組むため、配合飼料メーカー等が行う勉強会に積極的に参加し、E P 飼料利用割合の拡大を検討する。
- ③ 管理コストの削減（養殖係留施設の見直し）
 - ・ 漁協、関係漁業者は移設した漁場を運用し、養殖業経営の安定化に努める。
- ④ 養殖魚・養殖環境の管理（水中カメラによる給餌管理と海洋環境管理）
 - ・ 養殖業者は、投餌中における養殖魚の摂餌状況を観察することにより、必要最低限の給餌量を把握し、必要数量以外の投餌による環境劣化の防止に努める。
 - ・ 漁協は、各養殖業者の実践する養殖魚・養殖環境の管理に対して、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画により年3回の養殖漁場の水質・底質調査を試験機関の協力のもと実施し、検証を行う。
 - ・ 漁協と養殖業者は、水中カメラの導入による生け簀内の見える化を行い、必要最低限の給餌量を把握するとともに魚病等の早期発見に努め斃死率の低減に努める。

活用する支援措
置等

- ・ 漁業経営セーフティネット構築事業
- ・ 種子島周辺漁業対策事業
- ・ 新規漁業就業者総合支援事業
- ・ 豊かな海づくりパイロット事業
- ・ 鹿児島湾・大隅地区広域漁場整備事業
- ・ 水産業競争力強化緊急事業
- ・ 浜の活力再生支援事業

5年目（平成33年度）

漁業収入向上のための取組

以下の取組を実施することにより、基準年より総漁業所得の3.79%向上を目指す。

- ① 新たな漁業技術の導入
 - A. イワガキ養殖の導入（漁船漁業者）
 - ・ 漁業者は漁協直販所へイワガキの出荷を開始する。
 - ・ 漁協は、直営の直売所及び食堂にてイワガキの販売を開始する。
 - ・ 漁業者はイワガキ養殖を継続するとともに、引き続きイワガキの養殖技術及び出荷に関する技術の習得・改良に努める。
 - B. 新規養殖魚種の導入（養殖漁業者）
 - ・ 漁業者は、新規養殖魚種の養殖を継続し、この年度より出荷を開始する。
 - ・ 漁業者及び漁協は、先進地視察や各種試験を実施することにより、新
- ② 戦略的販売体制の構築
 - A. 養殖カンパチの国内販売促進
 - ・ 養殖カンパチの国内向け販売促進を図るため、漁協と養殖業者会は、行政と協力しながら全国各地で、養殖カンパチのPR活動を行い、認知度向上に努める。
 - ・ 漁協及び漁業者は、共販出荷の一部を安定価格が見込める契約販売にシフトするため、販売先の開拓に努める。
 - B. 養殖カンパチの海外輸出
養殖カンパチの輸出を促進するため、漁協と養殖業者会は、行政と協力しながら中国やシンガポール、インドネシア、アメリカ方面での商談会に参加すると共に、輸出関係バイヤーなどと協議を継続しながら海外輸出を拡大する。
- ③ 直売所の有効活用（漁協直営水産物直売所（食堂併設）の充実）
 - ・ 漁協は、検討委員会での協議内容や専門家からのアドバイスを基に直売所の運営を改善しながら販売を行う。
 - ・ 漁協は、検討委員会での協議を引き続き行うとともに、必要に応じ専門家を招致しアドバイスを依頼する。
- ④ 未利用資源の有効活用（未利用魚の加工・販売等）
 - ・ 漁協、漁業者は、一本釣り等で漁獲される未利用魚について、漁協の直売所での数量限定の「幻魚」としての販売や「加工」を行った上での販売について、コンサル等の識者にアドバイスをもらいながら商品開発を行う。
- ⑤ 漁場環境保全と水産資源の維持増大（種苗放流、魚礁設置）
 - ・ 漁協、漁業者はマダイ、ヒラメ等の種苗放流を継続して行い、水産資源の回復増大を図る。
 - ・ 漁協は、町・県等行政機関に要望し、魚礁を整備するなど沿岸漁場の保全・整備に努める。
- ⑥ 漁業担い手の確保・育成（漁業担い手の確保・育成）
漁協、漁業者は、後継者候補や新規就業希望者に対する研修を実施し、将来を担う意欲的な人材の確保・育成に努める。

漁業コスト削減
のための取組

#REF!

- ① 燃油コストの軽減（省エネ機器等の導入、船底掃除等の推進、減速航行の実施）
 - ・ 漁業者は省エネ型のエンジン等の導入を検討し、燃油の削減に努める。
 - ・ 漁業者は減速航行、係留中の低速回転を徹底する。
 - ・ 漁業者は定期的な船底・プロペラ清掃による燃油量の削減を図る。
- ② 餌料コストの軽減（E P 餌料の活用割合の拡大）
 - ・ 養殖業者は、E P 飼料の使用量を増加させ、環境負荷が低く餌料コストを縮減した魚類養殖に取り組むため、配合飼料メーカー等が行う勉強会に積極的に参加し、E P 飼料利用割合の拡大を検討する。
- ③ 管理コストの削減（養殖係留施設の見直し）
 - ・ 漁協、関係漁業者は移設した漁場を運用し、養殖業経営の安定化に努める。
- ④ 養殖魚・養殖環境の管理（水中カメラによる給餌管理と海洋環境管理）
 - ・ 養殖業者は、投餌中における養殖魚の摂餌状況を観察することにより、必要最低限の給餌量を把握し、必要数量以外の投餌による環境劣化の防止に努める。
 - ・ 漁協は、各養殖業者の実践する養殖魚・養殖環境の管理に対して、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画により年3回の養殖漁場の水質・底質調査を試験機関の協力のもと実施し、検証を行う。
 - ・ 漁協と養殖業者は、水中カメラの導入による生け簀内の見える化を行い、必要最低限の給餌量を把握するとともに魚病等の早期発見に努め斃死率の低減に努める。

活用する支援措
置等

- ・ 漁業経営セーフティネット構築事業
- ・ 種子島周辺漁業対策事業
- ・ 新規漁業就業者総合支援事業
- ・ 豊かな海づくりパイロット事業
- ・ 鹿児島湾・大隅地区広域漁場整備事業
- ・ 水産業競争力強化緊急事業
- ・ 浜の活力再生支援事業

4 目標

(1) 数値目標

漁業所得の向上 %	基準年	平成	年度：漁業所得	千円
	目標年	平成	年度：漁業所得	千円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	想定される事業内容
漁業経営セーフティネット構築事業	漁業共済の仕組みを活用し、漁業経営の安定化を図る。
種子島周辺漁業対策事業	養殖係留施設等の共同利用施設の整備を行い、漁業収入の向上・漁業コストの削減を図る。
新規漁業就業者総合支援事業	後継者候補や新規就業希望者に対する研修を実施し、将来を担う意欲的な人材を確保・育成する。
豊かな海づくりパイロット事業	マダイ・ヒラメ等の放流を行い、資源の維持増大を図る。
鹿児島湾・大隅地区広域漁場整備事業	魚礁設置により漁業資源の維持・増大と所得向上を目指す。
水産業競争力強化緊急事業	生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等を導入する。中核的漁業者の漁船リースを行う。
浜の活力再生支援事業	国庫事業に採択されない、小規模な施設整備や機器整備を実施し、漁業収入の向上・漁業コストの削減を図る

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「想定される事業内容」のみ記載する。

※本欄の記載により関連施策の実施を確約するものではない。